

第8回教育委員会会議録

- 1 日 時 令和元年8月21日(水) 開 会：14時30分
閉 会：15時10分
- 2 場 所 周南市岐山通1丁目1番地
周南市役所 2F 共用会議室G
- 3 出席委員 中馬好行教育長 松田福美委員 松田敬子委員 大野泰生委員 片山研治委員
- 4 説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 学校教育課主幹
出席した者 人権教育課長 学校給食課長 中央図書館長 新南陽総合出張所次長
鹿野総合出張所次長 保育幼稚園課長 保育幼稚園課係長
- 5 書 記 教育政策担当係長、教育政策課主査
- 6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	議案第23号 周南市学び・交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則制定について
3	議案第24号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について
4	議案第25号 周南市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定について
5	議案第26号 周南市立学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について
6	議案第27号 工事請負契約の一部を変更することについて(久米小学校校舎増築主体工事)

- 8 委員会協議会 (1) 9月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課→鹿野総合出張所)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただ今から「令和元年第8回教育委員会定例会」を開催いたします。

最初に、この度、池永委員の退任に伴い、新たに松田福美委員をお迎えいたしました。教育長不在時の教育長代理も務めていただきます。それでは、松田委員さんから、一言、ご挨拶をいただきたいと思ひます。

松田福美委員

池永委員の後を受けまして、任命いただきました松田福美と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。教育分野にずっと関わってきましたけれど、このような形で関わらせていただくことを大変光栄に思っております。よろしくお願ひいたします。

教育長

ありがとうございます。それでは、議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。本日の会議録署名委員は、松田福美委員さんと大野委員さんにお願ひいたします。

2	議案第23号 周南市学び・交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則制定について
---	------------------------------------------

教育長

続いて日程第2、議案第23号「周南市学び・交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。この件について、生涯学習課から説明をお願ひいたします。

生涯学習課長

生涯学習課です。議案第23号「周南市学び・交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則制定について」の説明をいたします。

議案書は、1ページから7ページまででございます。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものでございます。

周南市学び・交流プラザは生涯学習の拠点として、平成27年4月の供用開始以来、生涯学習情報の収集・発信、講座の開催、学びサポーターの育成等に取り組んでおり、新南陽図書館を除いても、平成30年度は214,656人の方に利用していただいております。

市の生涯学習の拠点と位置づけておりますので、平成30年度に公民館を廃止、市長部局に移管し、市民センターに移行した際にも、引き続き、教育委員会が管理運営することとしたところであります。

この周南市学び・交流プラザの施設使用料等を規定している周南市学び・交流プラザ条例につきましては、令和元年10月1日から消費税率が10%となることに伴い、施設使用料の改定が必要となりましたことから、第6回の本定例会において議案第15号として改正を提案し、ご承認いただきました。

その後、令和元年第4回市議会定例会において、条例改正案が可決されたことを踏まえ、この度、附属設備器具使用料について定めている周南市学び・交流プラザ条例施行規則につきましても、所要の改正を行うものでございます。

以上で、説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。
それでは、議案第23号を決定いたします。

3	議案第24号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について
---	----------------------------------------------------------

教育長

続いて日程第3、議案第24号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について」を議題といたします。

この件について、学校教育課、人権教育課、生涯学習課が関係いたしますが、改正の趣旨が同じであることから、学校教育課が代表して提案説明をいたします。

それでは、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

議案書の8ページ、9ページをお願いします。

議案第24号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について」につきましてご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号に基づくものでございます。

それでは最初に、この度の条例制定の要因であります地方公務員法及び地方自治法の一部改正について、概略を説明させていただいたうえで、議案第24号の内容を説明させていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律は、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものとして改正され、令和2年4月1日から施行されるものであります。

これまで、本市をはじめ、全国の自治体では、多様化、複雑化する行政ニーズに対応するために、専門的な知識経験が必要な業務や臨時的に必要な業務については、臨時・非常勤職員により対応してきたところですが、従来の制度が不明確であり、各自治体によって任用・勤務条件等に関する取扱いや運用が多様であり、均衡を欠くものが散見される現状でありました。

このため、臨時・非常勤職員について制度の趣旨や職務の内容等に応じた任用・勤務条件を担保できるよう、会計年度任用職員制度という統一的な取扱いが新たに定められることとなり、この度の法改正に伴い、会計年度任用職員の定義、採用の方法、条件付採用、任期及びその更新、短い任期による反復更新をしない配慮義務など、会計年度任用職員に係る任用に関する一連の規定が新設されこととなりましたことから、本市においても、所要の制度設計を行うことといたしました。

以上が地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う、会計年度任用職員制度についての説明になります。

なお、本日お配りしております参考資料は会計年度任用職員制度の概要を図にしたものでございますので、後ほどご確認ください。

それでは、議案第24号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について」でございます。

議案書10ページをお願いいたします。先ほど説明させていただきましたように、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の制度が創設されますことから、議案書10ページから13ページに記載しております第1条から第12条までの条項どおり、周南市職員定数条例など12の条例改正が必要となりました。

改正条例の中で、教育委員会に関係いたします第8条の周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、この度、市長に意見を申し出るべくお諮りするものです。

この周南市報酬及び費用弁償支給条例では、地方自治法の第203条の2第4項の規定に基づき、非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償の支給について、職名や報酬金額等を規定していましたが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、別表に規定されている職種の整理を行うものでございます。

教育委員会に関係する職種のみのご説明になりますが、11ページの下から8行目に記載しております学校医、学校歯科医、学校薬剤師については、「専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うもの」として現行のまま特別職といたします。

一方で、外国語指導助手、社会教育指導員など、従来は特別職の嘱託職員が任用されていた職種につきましては、医師等の専門的な知見を要する職とは異なりますことから、一般職として、会計年度任用職員へ移行することとし、市費負担教員につきましては近年雇用の実績が無いことから、別表から削除するものであります。

また、青少年指導員についても同様の事由により削除し、来年度以降は、それぞれの立場から教育行政にご協力をいただく報償費対応に変更させていただきたいと考えております。

なお、今回の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備とは異なる事由ではありますが、議案書12ページ、中段にございます学校運営協議会委員については、これまでも特別職と定義してはいましたが、報酬については無償としており、周南市報酬及び費用弁償支給条例の別表に記載していませんでした。

しかしながら、特別職に属する地方公務員であり、地方自治法203条の2に規定されている報酬支給義務に関する条項に抵触することが懸念される状況でありましたことから、来年の4月から任命される委員につきましては、新たに年額3千円を支給することとし、今回、併せて改正を行うものです。

なお、新たに制定される周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例では、教育委員会事務局の職員につきましても市全体の制度設計の中で制定されますので、今回の教育委員会の議案としてはお諮りしていないことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。

松田福美委員

嘱託医、学校医等については明記されていますが、新旧対照表の中で「略」と示されているものの中には図書館協議会委員など、教育委員会関係のものが含まれていると思いますが、その部分は従前のおりということでしょうか。

学校教育課長

それらは、これまでどおりの対応となります。

教育長

この件について、その他にご質問ございませんか。

それでは、議案第24号を決定いたします。

4	議案第25号 周南市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定について
---	---------------------------------------

教育長

続いて日程第4、議案第25号「周南市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

この件については、保育幼稚園課から説明をお願いいたします。

保育幼稚園課長

議案第25号「周南市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。議案書19ページをお願いいたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものでございます。

この度の条例改正につきましては、令和元年10月から実施されます幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化されることに伴い、所要の改正を行なうため市長に申し出るものでございます。

具体的な改正箇所及び新旧対照表を21ページから23ページに掲載しております。

まず、第1条の保育料の額ですが、保護者負担金につきましては、子ども子育て支援法第27条第3項第2号で「政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額」と規定されており、10月以降はこの限度額が0円とされることから、保育料の額を0円と定めることとしております。

また、保育料が無償化されることで、保育料の徴収、減免、納入という行為が無くなりますので、題名を含め、関係する部分の改正や削除を行うものです。

なお、施行期日は令和元年10月1日とし、その他必要となる経過措置を附則で定めております。以上で説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第25号を決定いたします。

5	議案第26号 周南市立学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について
---	---------------------------------------

教育長

続いて日程第5、議案第26号「周南市立学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

この件については、学校給食課から説明をお願いいたします。

学校給食課長

学校給食課です。

議案26号に入る前に、周南市学校給食センターの状況と新・学校給食センター整備の進捗状況について簡単に説明します。

現在、周南市には、栗屋、住吉、徳山西、高尾、新南陽、熊毛、鹿野の7つの学校給食センターがあり、小学校27校、中学校14校、幼稚園1園の計41校・1園、約1万2千食の安心・安全でおいしい給食を子供達に届けております。

現在、老朽化が著しい徳山西学校給食センターと新南陽学校給食センターを統合し、市が所有する福川南町の用地に、新たな学校給食センターを整備しております。

この新センターの整備運営にあたっては、PFIという、民間事業者の資金や経営ノウハウを活用する手法を進めており、事業期間は平成30年3月から17年間、契約金額は約48億6千万円となっています。1日あたり最大4千食の調理能力を有し、小・中学校14校へ提供する予定です。

今後の予定ですが、来年1月末までに建設が完了し、その後2ヶ月の開業準備を経て、令和2年4月の供用開始を目指しています。7月末現在では、鉄骨工事が完了し、屋根・内装工事に入っており、進捗率は48.4%となっております。

また、新センターの名称を新南陽学校給食センターとして提案させていただいている経緯ですが、建設を担当している業者との会議の際に、新センターの名称はいつまでに決めれば良いか確認したところ、ネームプレートなどを作成する都合上、早いほうが良いとのことで、8月8日に周南市立学校給食センター運営審議会の議題で「新学校給食センターの名称について」ご意見をいただきました。

事務局側から新南陽学校給食センターと西部学校給食センターの2つの案をあげ、どちらの案もそれぞれ「こちらが良い」というご意見を頂き、最終的には、教育委員会内で協議した結果、これまでの名称の決め方である「どこに位置する学校給食センターであるか」「所在地がどこのか」に基づき、新南陽学校給食センターを案として決めさせていただきました。

概要説明だけではイメージがわからないと思いますので、近々、是非、現場を視察していただきたらと思っております。

それでは、議案第26号「周南市立学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。議案書は24ページから27ページになります。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号に基づくものでございます。議案書の26ページをお願いいたします。

今回の改正は、現在稼働中の徳山西学校給食センターと新南陽学校給食センターを廃止し、福川南町に建設を進めております新たな学校給食センターについて、名称を新南陽学校給食センターと定めるものでございます。

このことに伴い、本条例第2条の表中の徳山西学校給食センターの項を削除するとともに、新南陽学校給食センターの位置について周南市中畷町6番3号を周南市福川南町2573番地の36に改めます。

なお、徳山西及び新南陽学校給食センターを来年3月31日で廃止し、新たに設置する新南陽学校給食センターを来年4月1日から供用開始するため、附則において、施行日は、令和2年4月1日といたしております。

以上、ご審議ご決定のほど、よろしくごお願い申し上げます。

教育長

これまでは（仮称）西部地区学校給食センターと呼んでおりましたが、これを新南陽学校給食センターとして今後は進めていこうというものでございます。この件について、何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第26号を決定いたします。

6	議案第27号 工事請負契約の一部を変更することについて（久米小学校校舎増築主体工事）
---	--------------------------------------------

教育長

続いて日程第6、議案第27号「工事請負契約の一部を変更することについて（久米小学校校舎増築主体工事）」を議題といたします。

この件については、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育政策課です。それでは、議案書28ページ、議案第27号「工事請負契約の一部を変更することについて（久米小学校校舎増築主体工事）」につきましてご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によりご審議をお願いするものでございます。議案書30ページをお願いいたします。

本工事は、久米小学校の児童数の増加に伴い、普通教室確保のために校舎を増築するもので、昨年11月の教育委員会において、本工事の請負契約の締結について市長に申し出ることのご決定をいただき、市議会の議決を経て、工期末を令和元年11月18日とした契約を平成30年12月25日に株式会社田中組との間で契約を締結したものでございます。

この度の契約変更でございますが、基礎工事の掘削中に、約5㎡のコンクリート殻などの埋設物が見つかり、これらを新たに処分する必要が生じたことによるものでございます。

これにより、契約額を1億5千984万円から、21万6千700円増額し、1億6千5万6千700円とするものでございます。なお、この度の変更により工期の変更はございません。また、参考といたしまして31ページから35ページに位置図、平面図、立面図がありますのでご参照ください。以上で説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございませんか。

松田福美委員

工期の変更は無いということですが、今後、このようなことは無いのでしょうか。

教育政策課長

工期は18日と定めて、変更することなく順調に進んでおります。災害等が無い限りは順調に進められると考えております。

教育長

この件について、他にございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第27号を決定いたします。

その他に何かございますか。

保育幼稚園課長

この場をお借りいたしまして、周南市立幼保連携型認定こども園の設置について、現在までの進捗状況と今後の予定等について、ご報告させていただきます。

このことにつきましては、本年5月開催の第5回教育委員会会議におきまして、現在の鹿野幼稚園と鹿野保育園を一元化し、来年度4月から幼保連携型認定こども園として開設すること、また、こども園の設置場所につきましては、耐震改修済みで施設規模も十分な現在の鹿野幼稚園での開設が適当であるが、保育所機能として必要な乳児用のトイレや給食設備の整備を行う必要があるため、まずは現在の鹿野保育園で認定こども園として開設し、幼稚園の園舎改修整備後の令和3年4月に現在の鹿野幼稚園へ機能を移転し引き続き運営を行うことを委員会にお諮りし、審査いただいたところでございます。

その後、6月市議会定例会におきまして議会での承認をいただき、先月から鹿野幼稚園・保育園の保護者の方々や職員を対象に説明会を開催させていただいております。

説明会に出席された方からは反対のご意見はなく、こども園となることで子どもたちの教育保育環境の向上に繋がるものと期待をされ、ご理解いただけたものと認識しております。

次に、地域の皆様への説明につきましては、明日8月22日になりますが、地元の学校運営協議会、コミュニティ役員会において説明をさせていただく予定としております。

また、幼稚園舎工事期間中におきましても、地域の方々にご迷惑がかからぬよう、ご理解とご協力をお願いしてまいります予定としております。

いずれにいたしましても、子ども達が落ち着いて日々の園生活が送れるよう、また、保護者の方も安心して園に子どもさんを預けられることを一番に、教育・保育の活動計画や職員配置等にも配慮しながら、新たなこども園の運営方針等を決定してまいりたいと考えております。

最後に、新年度の幼稚園児の募集についてです。

例年9月に公立私立すべての幼稚園とこども園の園児募集を開始しておりますことから、9月1日号の市広報で「(仮称)鹿野こども園」として園児の募集をさせていただきます。

こども園設置条例の制定や教育課程に関する基本的事項の策定等につきましては、12月市議会定例会への提案に向けて事務を進めております。

委員の皆様方には、後日改めて教育委員会規則に基づきご意見をお伺いさせていただくこととなりますので、引き続き、御指導をいただきますようお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

教育長

ご報告ありがとうございました。この件に関して何かご質問ありますか。よろしいでしょうか。その他に何かございますか。よろしいですか。

以上をもちまして、「令和元年第8回教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

松田 福美 委員 _____

大野 泰生 委員 _____